

『「保育」の戦後史——幼稚園・保育所の普及とその地域差』正誤表

(※「行」は見出しを除いた行数)

		訂正箇所			
頁	行	誤		正	
96	12	一四―一五頁	(削除)		
94	16	五五三―五七一頁	五六―一五七一頁		
89	7	運営している	運営をしている		
88	19	この関係今現在では	この関係が今現在では		
84	3	「やむを得ない場合」に	「やむを得ない」場合に		
83	20	なるべく速やかに	なるべく速かに		
83	19	程度の高いもの	程度の高い者		
83	15	十分な保護養育	充分な保護養育		
83	13	十分な保護養育	充分な保護養育		
83	8	行われて居る	行われておる		
82	12	労働又は疾病等の理由	労働又は疾病等の事由		
82	11	乳児または幼児	乳児又は幼児		
82	10	労働又は疾病等の理由	労働又は疾病等の事由		
80	5	参議員厚生委員会	参議院厚生委員会		
79	12	かければよい	かければよい		
79	8	委託があつた場合	委託のあつた場合		
78	2	「訂正、増補」	「訂正増補」		
77	9	農繁期保育その他	農繁期その他		
76	12	施行にあつて	施行にあつて		
76	3	明朗積極性を与える	明朗積極性を与へる		
75	8	明朗積極性を与える	明朗積極性を与へる		
74	19	経済的状態	経済的諸情勢		
66	18	よいのではなからうか	よいのではなからうか		
61	9	本論文では、	本書では、		
55	4	この法律で学校とは、小学校、中 学校、高等学校、大学、盲学校、 養護学校、及び幼稚園とする	この法律で、学校とは、小学校、中 学校、高等学校、養護学校及び幼稚園とする		
52	5	一九四八年一月一日	一九四七年一月一日		
50	3	間に合わなかつた	間に合わなかつた		
20	13	「家庭において保育を受けるこ とが一時的に困難となつた乳児 又は幼児について、(中略)主と して昼間において、保育所その 他の場所において、一時的に預 かり、必要な保護を行う」もの として	「養護及び教育(第三十九条の二第一項に規定す る満三歳以上の幼児に対する教育を除く。)を行う こと」として		

